

令和6年4月24日
長崎労働局

大村公共職業安定所における紹介状の誤交付について

長崎労働局は、大村公共職業安定所（以下「大村所」という。）において発生した個人情報の漏えい事案について、以下のとおり当該事実を確認の上、必要な措置を講じましたので、概要をお知らせします。

1 概要

大村所において、求職者Aさん（以下「Aさん」という。）に、誤って求職者Bさん（以下「Bさん」という。）の名前が記載された紹介状及び紹介状（本人控え）を作成し、誤交付する事案が発生した。

*「紹介状」にはBさんの名前、「紹介状（本人控え）」にはBさんの名前及び求職番号が記載されている。

2 事実経過等

- (1) 令和6年4月8日12:00頃、職業相談部門の職員Cは、Aさんに紹介状を作成し交付する際、Bさんの相談時に使用したハローワークシステム画面を消去せず使用して、Bさんの名前の記載された紹介状及び紹介状（本人控え）を誤って作成し、内容の確認をしないままAさんに交付した。
- (2) 同日17:00頃、職員CあてにAさんから電話があり、紹介状にBさんの氏名が記載されている旨の申し出を受け、Bさんの名前で誤って紹介状及び、紹介状（本人控え）を作成し、Aさんに交付したことが分かった。この時点で、紹介状の誤交付が発覚した。
- (3) 同日、Aさんに経過説明を行い謝罪した。
誤交付した紹介状・紹介状（本人控え）を回収した。また、改めて、Aさんの名前が記載された紹介状及び紹介状（本人控え）を手交した。
- (4) 令和6年4月9日、職員CがBさんに電話にて経過説明を行い、訪問して謝罪したい旨申し出たところ、訪問は必要ないとの返答があり、謝罪についても理解を得た。
- (5) 同日、紹介先である求人事業所は求人者マイページの開設事業所であり、ハローワークインターネットサービスから、紹介の連絡メールが2件届いているため、うち1件については対応誤りであることを求人事業所へ連絡した。なお、誤った紹介記録は大村所において8日に抹消しているた

め、求人事業所のマイページ上にBさんの記録は残っておらず、Bさんの記録は閲覧されていない。

3 原因

- (1) 求職者Bの求職管理情報が端末画面に残っている状態で、求職者Aとの職業相談を行ったこと。
- (2) 紹介状の作成前に、端末の画面上で、求職者名と求人者名の確認を怠ったこと。
- (3) プリンタから出力された紹介状及び紹介状（控え）について、1枚ずつ確認する作業を怠ったこと。
- (4) 紹介状の交付を行う際に、「本人確認」や「交付書類を1枚ずつ確認」という基本動作・確認作業を怠ったこと。

4 再発防止策

【大村所の取り組み】

- (1) 令和6年4月9日に緊急幹部会議を開催し、所長から本事案の発生に関する説明及び今後の個人情報保護に係る慎重な取り扱いの徹底を指示した。
- (2) 同日、全職員・非常勤職員に対し、所長から事案の発生とその概要の説明、再発防止の注意喚起を行い、「個人情報保護に関する研修テキスト」による自主点検を指示した。
- (3) 所長は、速やかに個人情報保護に関する各課・部門の基本動作の確認を行うとともに、全職員・非常勤職員に対し個人情報保護防止の研修を実施した。

【長崎労働局の取り組み】

- (1) 4月10日、総務課より全所属長に対し、事案の経過と再発防止、個人情報保護の徹底を指示した。
- (2) 4月10日、職業安定課より全所長及び部・次長、部内課室長に対し、事案の経過と具体的な再発防止、個人情報保護の徹底を指示した。

【担当】 長崎労働局職業安定部
職業安定課長 松尾 伸二
職業安定監察官 森 真由美
電話 095(801)0040